

大田区暴力団排除条例に関する説明

次に掲げるものに該当する申請の場合は、承認（決定）されないことがあります。また、いったん承認（決定）された場合でも、これらに該当することとなった場合には、それが取り消される場合があるほか、区の条例、規則、要綱等により区に返還すべき返還金等がある場合には、返還請求がなされることがあります。また、区の施設の使用について、既に区に納めた使用料がある場合には、返還されないことがあります。

その他、申請者やこの申請に関係する者が、暴力団関係者に該当するか否かの確認のため、警視庁へ照会されることがあります。

1 補助金等の交付等に係る申請（大田区暴力団排除条例第9条関係）

大田区が行う補助金等（区以外の者に交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金）の交付や貸付金の貸付けが、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき。

2 区が設置する公の施設利用に係る申請（同条例第10条関係）

区が設置する公の施設の利用に関して、その利用目的又は内容が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき。

3 区が主催し、又は共催する催事への参加に係る申請（同条例第11条関係）

区が主催し、又は共催する集会や催事への出店その他の参加の目的又は内容が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき。

注 用語の意義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団関係者

暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

(4) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

- 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- 暴力団員を雇用している者
- 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(裏)

大田区暴力団排除条例に係る事務事業に対する申請に関する確認書

(宛先)

大 田 区 長

私は、この度、

- ・ ~~補助金等の交付等（第9条関係）~~
- ・ 区が設置する公の施設の利用（第10条関係）
- ・ ~~区が主催し、又は共催する催事への参加（第11条関係）~~

を申請するに当たり、大田区の担当者から裏面（大田区暴力団排除条例に関する説明）のとおり大田区暴力団排除条例の内容について説明を受け、確認し、理解しました。

私が暴力団員又は暴力団関係者に該当しないことのほか、この申請が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが現在及び将来にわたってないことをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があつて、この申請の決定や承認の取消しを受けた場合は、これに異議なく応じることを誓約します。また、返還すべき返還金等がある場合には、異議なく返還することを、既に納めた施設使用料等がある場合には、返還されないことに異議を申し立てないことを誓約します。

年 月 日

住所

氏名

(年 月 日生まれ)
